

4-2. インドネシアのグリーン公共調達制度等に対する技術支援

4-2-1 インドネシアの概要

1) 基礎データ

インドネシアは、赤道付近に東西 5,110km と非常に長い国土を持ち、約 13,000 以上の島々からなる島嶼国家である。赤道付近に位置するため、気候は熱帯性気候に属し、乾季と雨季に分かれている。ASEAN では最大の人口と国土を誇り、首都ジャカルタには ASEAN 本部が置かれている。



経済面では、1995 年に WTO (世界貿易機関) に加盟し、1997 年のアジア通貨危機以降、コロナ禍の 2020 年と 2021 年の例外はあるものの、約 5~6% の高い経済成長率を維持している。家電製品や家具などの耐久消費財の普及が急激に進む目安と言われる一人当たり GDP3,000 ドルを 2011 年に突破し、2022 年には 4,920 ドルと確実に成長が進んでいる。加えて、生産年齢人口の増加率も 2050 年までプラス成長¹する予測もあり、安定した経済発展が見込まれている。2023 年の経済成長率は 5.05%と前年 (5.31%) から鈍化したが、2 年連続で+5% 成長を記録し、インドネシア経済は堅調を維持している。また、2024 年 2 月 6 日はインドネシア中央統計庁 (BPS) が 2024 年の実質 GDP 成長率を 5.03%と発表し、3 年連続で 5%を超えた経済成長率を記録する。

日本との経済・政治関係は非常に良好で、民主主義等の基本的価値や原則を共有する「包括的・戦略的パートナー」である。日本貿易振興機構 (ジェトロ) のインドネシアの貿易投資年報²によると、2023 年の日本のインドネシアへの輸出額が 144 億 4,900 万ドルであり、前年から 3.9%減となっている。乗用自動車やゴム製タイヤなどの輸出は増加したものの、主要輸出品である機械類・原子炉・ボイラーなどが減少した。一方、インドネシアからの輸入も前年から 14.7%減の 244 億ドルで、石炭や石油・ガスなどの鉱物性燃料の国際価格の下落によるものとなった。ASEAN への日本企業進出数は、タイ、ベトナムに次ぐ僅差の第 3 位³と日本事業者の関心も高く、インドネシアにおける日系企業は 2,182 社 (2023 年) となっている。

表 4-3-1. インドネシア基礎データ

国名	インドネシア共和国	首都	ジャカルタ
面積	約 192 万平方キロメートル	人口	約 2.79 億人 (2023 年、インドネシア政府統計)
ASEAN 加盟年	1967 年	言語	インドネシア語

¹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「データブック国際労働比較 2017」

² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/gtir/>

³ 外務省「海外進出日系企業拠点数調査 2023 年調査結果 (令和 5 年 10 月 1 日現在)」

GDP	約 11,790 億ドル (2023 年)	経済成長率	5.05% (2023 年)
経済概況	1997 年 7 月のアジア通貨危機後、インドネシア政府は IMF との合意に基づき、銀行部門と企業部門を中心に経済構造改革を断行。政治社会情勢及び金融の安定化、個人消費の拡大を背景として、2005 年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機の影響を受けた 2009 年や新型コロナの影響を受けた 2021 年を除き、5 %後半～6 %台という比較的高い成長率を達成。2019 年には一人当たり名目 GDP が 4,000 ドルを突破した。ただし、経常収支の赤字化や通貨安もあり、輸出促進による収支改善が課題。2022 年は輸出入額共に過去最高記録を樹立。		

出典：外務省・インドネシア共和国基礎データ（令和 6 年 10 月 22 日現在）（令和 7 年 2 月 27 日最終閲覧）

2) インドネシアのタイプ I 環境ラベル

インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル (RAMAH LINGKUNGAN (ラマン・リンクンガン))」は、2003 年に JICA のプロジェクトの支援を受けて開始された。このプロジェクトでは、日本のエコマークを運営する (公財) 日本環境協会からも専門家を派遣し、技術支援を行った。運営は環境省 (Ministry of Environment: MOE) の一ユニットである環境技術標準化センター (Center for Standardization of Environmental Quality



Ramah Lingkungan

インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)

Instruments (PSIKLH)) が所管している。なお、環境省は 2024 年 10 月の新たなインドネシア大統領就任を契機に、環境林業者から分離された。GEN には 2006 年に正会員としての加盟が認められた。2024 年 7 月時点で、15 の商品カテゴリにおいて基準が制定されているものの (表 4-2-2.)、認証製品数は 3 商品カテゴリ、29 製品、3 社と非常に少ない。

基準は、インドネシアの国家規格 (SNI) として制定され、PSIKLH が策定を担当している。SNI は原則として任意規格であるが、安全性や衛生、環境保護などの観点から、関係省庁やその他の政府機関が一部に強制適用を課している品目も数多くある。その強制適用の対象品目については SNI を取得しない限り国内流通が認められておらず、2023 年 4 月時点で対象は 355 品目であり、2021 年 6 月の 246 品目から大幅に増加している。なお、インドネシア・エコラベルの基準は任意規格に該当している。

インドネシア・エコラベルの法的根拠は、「環境保護と管理に関する法律 (Environmental Protection and Management Law (No.31/2009)⁴)」の第 43 条第 3 項や「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則 (No.54/2010)⁵」第 105 条に基づくとされている。また、環境保護と管理に関する法律の第 43 条 3 項を受けて、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルとタイプ II 環境ラベルに位置付けられるインドネシア・自己宣言ラベルの一般事項を定めた「エコラベルロゴに関する環境省令 (No.2/2014)⁶」が 2014 年に公布された。本省令の第 1 条では、国家認定委員会 (KAN)⁷ によって認定されたエコラベル認証機関 (LSE) によってインドネシア・エコラベルの認証を行うこと、インドネシア・自己宣言ラベルは環境林業省 (MOEF: 現、環境省) に登録されたエコラベル検証機関 (LVE) の検証に基づいて付与されるラベルであると規定している。なお、タイプ II 環境ラベルは自己宣言ラベルとあるものの、基準が策定されており、検証機関によって認証を取得することができる制度となっている。2024 年 11 月時点で、13 の基準、53 製品が認証を取得している。2025 年 2 月現在、環境林業基準実施促進センター (PUSFASTER) の Web サイトによると、LSE として表 4-2-3. のとお

⁴ <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

⁵ <https://www.bphn.go.id/data/documents/10pr054.pdf> (インドネシア語)

⁶

<https://jdih.menlhk.go.id/new2/uploads/files/Permen%20NO.%2002%20Tahun%202014%20tentang%20Pencantuman%20Logo%20Eko%20Label.pdf> (インドネシア語)

⁷ 大統領決定 2001 年第 78 号にて設立された非省政府機関であり、個々の国営・民間組織を SNI の適正評価機関 (Lembaga Penilaian Kesesuaian: LPK) として認定する。

り 3 機関が認定を受けており、合計 7 基準の認証を付与することが認められているが、表 4-2-2. のとおり有効となっている 15 基準のうち、残りの 8 基準の認証を担当する機関は不明である。

表 4-2-2. インドネシア・エコラベル基準（基準名はインドネシア語を仮訳）

No.	SNI No.	基準名	有効/ 無効
1	SNI 19-7188.3.1:2006	エコラベル基準-パート 3：革製品-セクション 1：完成皮革	有効
2	SNI 19-7188.3.2-2006	エコラベル基準-パート 3：革製品-セクション 2：カジュアルレザーシューズ	有効
3	SNI 7188.1.4:2010	エコラベル基準-パート 1：紙製品-セクション 4：コート紙	有効
4	SNI 7188.5.1:2010	エコラベル基準-パート 5：バッテリー製品-セクション 1：炭素亜鉛及びアルカリ一次電池	有効
5	SNI 7188.6:2010	エコラベル基準-パート 6：壁用塗料	有効
6	SNI 7188.8:2013	エコラベル基準-パート 8：セラミックタイル	有効
7	SNI 7188.9:2015	エコラベル基準-パート 9：家具-オフィス家具	有効
8	SNI 7188-10:2017	エコラベル基準-パート 10：板ガラス製品	有効
9	SNI 7188-11:2018	エコラベル基準-パート 11：再生プラスチックショッピングバッグ	有効
10	SNI 7188.4.1:2019	エコラベル基準-パート 4：繊維及び繊維製品	有効
11	SNI 7188.1.2:2020	エコラベル基準-パート 1：紙製品-セクション 2：衛生ティッシュペーパー	有効
12	SNI 7188.2.1:2020	エコラベル基準 - パート 2：洗剤製品-セクション 1：粉末洗剤	有効
13	SNI 7188-1-3:2021	エコラベル基準 - パート 1：紙製品-セクション 3：印刷及び多目的用紙	有効
14	SNI 7188-1-1:2021	エコラベル基準 - パート 1：紙製品-セクション 1：包装紙	有効
15	SNI 7188.7:2022	エコラベルの基準 - パート 7-分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング	有効

出典：環境林業基準実施促進センター（PUSFASTER）ウェブページよりエコマーク事務局作成
<https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/index.php/kualitas-lingkungan-hidup/>（令和 7 年 2 月 27 日最終閲覧）

表 4-2-3. KAN に認定を受けたインドネシア・エコラベル認証機関（LSE）

	認証機関名	対象分野	対象エコラベル基準
1	Balai Besar Standardisasi dan Pelayanan Jasa Industri Selulosa	包装紙	SNI 7188-1-1:2021 エコラベル基準 - パート 1：紙製品-セクション 1：包装紙
		印刷用紙及び多目的用紙	SNI 7188-1-3:2021 エコラベル基準 - パート 1：紙製品-セクション 3：印刷用紙及び多目的用紙

		分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング	SNI 7188.7:2022 エコラベルの基準 - パート 7:分解しやすいプラスチック及びバイオプラスチック製ショッピング
2	PT. IAPMO Group Indonesia	壁用塗料	SNI 7188.6 : 2010 エコラベル基準-パート 6 : 壁用塗料
		セラミックタイル	SNI 7188.8:2013 エコラベル基準-パート 8 : セラミックタイル
		板ガラス	SNI 7188-10 : 2017 エコラベル基準-パート 10 : 板ガラス製品
3	PT Mutu Agung Lestari	印刷用紙及び多目的用紙	SNI 7188-1-3:2021 エコラベル基準 - パート 1: 紙製品-セクション 3: 印刷用紙及び多目的用紙
		繊維及び繊維製品	SNI 7188.4 : 2019 エコラベル基準-パート 4 : 繊維及び繊維製品

出典：環境林業基準実施促進センター（PUSFASTER）(<https://pusfaster.bsilhk.menlhk.go.id/wp-content/uploads/2024/09/Daftar-LSE-Update-September-2024.pdf>)（令和 7 年 2 月 27 日最終閲覧）

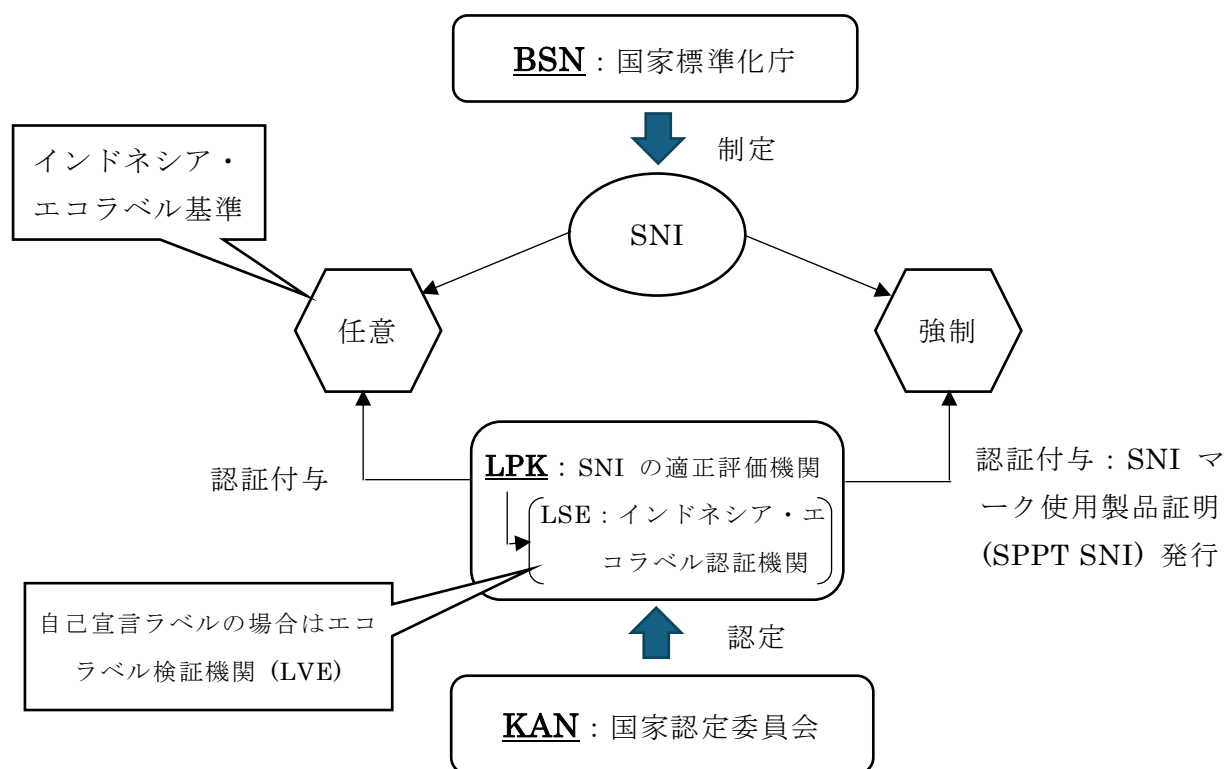


図 4-2-1 . SNI に関わる組織関係図

出典：日本貿易振興機構(ジェトロ)ジャカルタ事務所「インドネシア国家規格 (SNI) について」
(2018 年 3 月)p. 4 を元に作成

4-2-2 インドネシアにおける再生プラスチック市場調査

1) インドネシアにおけるプラスチック関連の法規制

令和5年度のインドネシア MOEF（現、環境省）との会議では、タイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」への技術支援として、「再生材料を使用したプラスチック製品」基準の策定支援が要望された。製品・サービスのライフサイクル全体をとおして環境負荷が少ないことを認証するタイプ I 環境ラベル制度の基準策定には、対象地域の市場動向や環境技術の成熟度など多様な側面を考慮する必要がある。タイプ I 環境ラベル基準は、概ね市場上位 20% の製品が適合可能なレベルを一つの指標として策定されている。

トップランナー方式に位置付けられるタイプ I 環境ラベル制度は、市場における環境配慮型製品の普及をボトムアップ型で支援する役割を担うが、基準が厳しすぎると認証取得を検討する事業者が少なくなり、その役割を果たすことができない。特に東南アジアにおけるタイプ I 環境ラベル制度では、その指標を意識するあまり国内の市場動向などを鑑みず、厳しい基準を策定する傾向がある。結果として、認証製品数が伸び悩み、制度全体の実効性に影響を与えてしまう。インドネシア・エコラベル制度は 2003 年に開始され、20 年以上の運用実績があるものの、認定製品数は 29 製品、3 社（2024 年 11 月時点）と低空飛行が続いている。世界的にサーキュラーエコノミー政策の関心が高まる中、再生材料の積極的な活用が期待されており、実効性のある基準を策定し、インドネシア・エコラベル普及の契機にするためにも、現地の実態に即した基準を策定する必要がある。そこで、今年度は「再生材料を使用したプラスチック製品」基準の根幹となる再生プラスチックのインドネシアにおける現状を把握することに努めた。

(1) インドネシアの法体系

環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行⁸」（2016 年）によると、インドネシアの法形式と決定機関は以下のとおりである。

表 4-2-4. インドネシアの法形式と決定機関など

No.	法形式	インドネシア語表記（省略）	決定機関	交付など
1	憲法	Konstitusi	国民協議会	
2	国民協議会決定	Decree of the MPR (TAP MPR)	国民協議会	
3	法律	Undang-Undang (UU)	国会承認	大統領公布
4	法律代行政令（緊急政令）	Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang (Prp)	事後国会承認	大統領
5	政令	Peraturan Pemerintah (PP)	政令相当	大統領
6	大統領令	Keputusan Presiden (KepPres)	政令相当	大統領
	大統領規則	Peraturan Presiden (PerPres)	政令相当	大統領
7	大統領告示	Instruksi Presiden (InPres)	通達相当	対外効あり

⁸ <https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/indonesia/files/law/files/law2016.pdf>

				り
8	大臣令（大臣決定） 大臣規則	Keputusan Menteri Negara (KepMen) Peraturan Menteri Negara (PerMen)	省令相当 省令相当	所管大臣 所管大臣
9	大臣告示	Instruksi Menteri (InMen)	通達相当	対外効あり
10	地方規則	Peraturan Daerah (PerDa)	条例相当	

出典：環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行」（2016 年）

また、大和総研グループの調査⁹によると、インドネシアの法制度は日系企業から非常に「難解」として認識されているという。法令の公布後、官報や Web サイトで誰もが全文を閲覧できるような環境が整備されておらず、また法令がインドネシア語のみの公布である点も、難解とさせている要因であると述べている。さらに、日本では新法令を制定する際、他の法令との間で齟齬が生じることがないように他省庁や関連部署等と綿密な擦り合わせが行われているが、インドネシアではこのような事前調整が行われておらず、法令間で矛盾が生じる場合があることも指摘している。その指摘は、GPP に関する基本的枠組みはあるものの、その実効性が著しく低いことがしばしばみられるという、東南アジア地域が抱える課題の一つと推察される。

(2) インドネシアにおけるプラスチック関連の法規制

インドネシアにおける環境基本法は、「環境保護と管理に関する法律（No.31/2009）」である。同法は、インドネシアの環境保護に関する基本原則を定め、管理における基本的な枠組みを規定し、主に産業セクターから排出される廃棄物を対象としている。一方、その前年（2008 年）に制定された「廃棄物管理法（Waste Management Law (No.18/2008)）」¹⁰ は、廃棄物に関する基本的要件を定め、廃棄物を 3 種類に分類し、家庭から排出される廃棄物を主な対象にしている。インドネシアにおける廃棄物関連の法体系は上述の 2 つの法律をベースに構築されており、プラスチック関連の法規制を図 4-2-2. にまとめた。

⁹ 非常に難解なインドネシアの法制度. 大和総研グループ. 2014-12-04.
https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20141204_009221.html

¹⁰ https://www.vertic.org/media/National%20Legislation/Indonesia/ID_Waste_Management_Act_2008.pdf

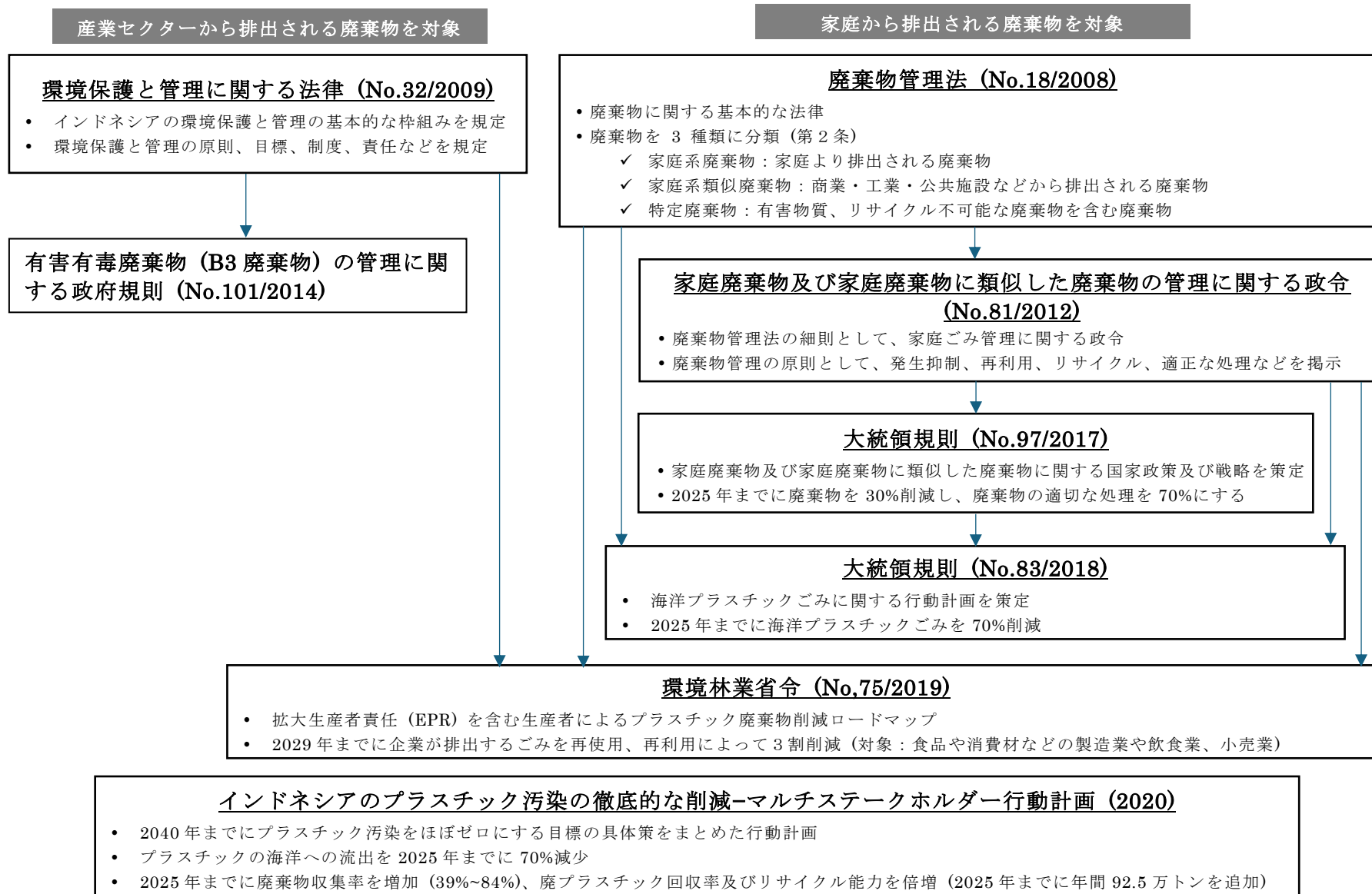


図 4-2-2. インドネシアにおけるプラスチック関連の法体系

次に、インドネシアにおけるプラスチック廃棄物関連の政策目標について取りまとめた。島嶼国家で、国土の大半が海に囲まれているインドネシアは、海洋へのプラスチック廃棄物排出による影響を受けやすく、海洋プラスチック対策においても複数の政策目標を掲げている（表 4-2-5.）。

表 4-2-5. プラスチック廃棄物関連の政策目標

年	法規名	所管機関	プラスチック廃棄物の目標など
2017	家庭廃棄物及び家庭廃棄物に類似する廃棄物の管理のための国家政策及び戦略に関する大統領規則 No.97/2017 (JAKSTRANAS)	Presidential Regulation	• 2025 年までに廃棄物を 30%削減 • 2025 年までに廃棄物の適切な処理を 70%にする
2018	海洋プラスチックごみに関する行動計画 2018-2025 に関する大統領規則 No.83/2018	Presidential Regulation	• 2025 年までに海洋プラスチックごみを 70%削減
2019	生産者による廃棄物削減ロードマップに関する環境林業省令 No,75/2019	MOEF	• 2030 年からプラスチックストロー、プラスチック袋、使い捨てポリスチレン包装の使用禁止 • EPR ロードマップ策定（2019 – 2029 年） • 2029 年までに企業が排出するごみを再使用、再利用によって 3 割削減（対象：食品や消費材などの製造業や飲食業、小売業）
2020	インドネシアにおけるプラスチック汚染の抜本的削減-マルチステークホルダー行動計画	NPAP	• 2025 年までにプラスチックの海洋流出を 70%減少 • 2040 年までにプラスチック汚染をほぼゼロにする目標の具体策 • 2025 年までに廃プラスチック回収率を 80%以上に倍増（39%~84%） • 2025 年までに現在のリサイクル能力を 2 倍にする（年間 97.5 万トンを追加）

また、インドネシアにおけるプラスチック関連の政策・規制動向は図 4-2-3. のとおりである。

	-2020	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
リデュース	▲プラスチック・ラベルをエンボスに代える (2019) ¹										▲
	▲詰め替えステーションの活用開始 (2020) ¹									使い捨てプラス	チックの禁止
リユース	▲自主的な EPR の実施 (2019~2023) ¹										
										▲アスファルト・プラスチック・ロードの実施 (2021) ⁸	
リサイクル	▲プラスチック袋を使わない「グリーン産業」への移行を開始 (2020) ⁴										
	▲生分解性ポリ袋の規格化 (2014) ⁵										
										▲PET 樹脂リサイクルの標準化 (2023) ³	
リカバリー	▲税制上の優遇措置の実施 (2015) ⁷										
	▲リサイクル産業に資金を提供するグリーン・スクークの導入 (2018) ⁶										
										▲2025 年までにリサイクル能力倍増 ²	
ガバナンス	▲EPR 原則を導入した生産者の廃棄物削減ロードマップ 75/2019(EP75/2019) の制定										
	▲PP 46/2017 Enviro Economic Instrument (2017) ⁶									(2019-2029) ⁴	
	▲PP 83/2018 Marine Debris Management (2018) ⁶										

図 4-2-3. インドネシアにおけるプラスチック関連の政策・規制動向

1:大臣令 75/2019 生産者による廃棄物削減ロードマップ(MoEF)75/2019, 2: NPAP 2021, 3:BPOM SNI 8424:2023, 4:MoI 55/2020, 5: BPOM SNI 7818:2014, 6:PP 46/2017 Enviro Economic Instrument, 7:Tax allowance plastic industry PP 18/2015, 8:Chandra Asih Perpres 83/2018

出所: 日本貿易振興機構(ジェトロ)「アジア大洋州主要国のサーキュラーエコノミー実態調査」2024年3月 p21 による図表を一部修正

2) インドネシアにおけるプラスチック廃棄物

2020 年 4 月にインドネシアの官民・非営利団体パートナーシップである「National Plastic Action Partnership (NPAP)」から公表された「インドネシアにおけるプラスチック汚染の抜本的削減-マルチステークホルダー行動計画 (Radically Reducing Plastic Pollution in Indonesia: A Multistakeholder Action Plan)¹¹」によると、インドネシアのプラスチック廃棄物発生量(2017)は年間 680 万トン¹²に上る。2012 年から 2016 年にかけて、発生量はインドネシアの GDP とほぼ同じ 5% ずつ増加しているほか、2018 年以降、海外から約 22 万トンのプラスチック廃棄物を受け入れ、実質的なプラスチック廃棄物輸入国になっていると述べている。なお、680 万トンの数字には、インドネシアの水域に流入されるプラスチック廃棄物は含まれておらず、その流入量は 62 万トンとも推定されている。680 万トンのプラスチック廃棄物のうち、非公式な廃棄物業者の回収も含める

¹¹ https://pacecircular.org/sites/default/files/2021-03/NPAP-Indonesia-Multistakeholder-Action-Plan_April-2020_compressed%20%281%29.pdf

¹² ただし、同行動計画では、プラスチック業界から輸入プラスチック廃棄物も含めてプラスチック廃棄物は 580 万トンと報告されていることに触れ、統計上の相違について留意するよう付している。

と 39%（公式な廃棄物業者の回収率 32%）が回収され、10%がリサイクル、20%が管理処分場、9%が最終処分場でそれぞれ処理されている。残りの回収されていないプラスチック廃棄物の 61%の内訳は、47%が野焼き、5%が埋立もしくは放置、9%が河川や海に流出されているとされる。

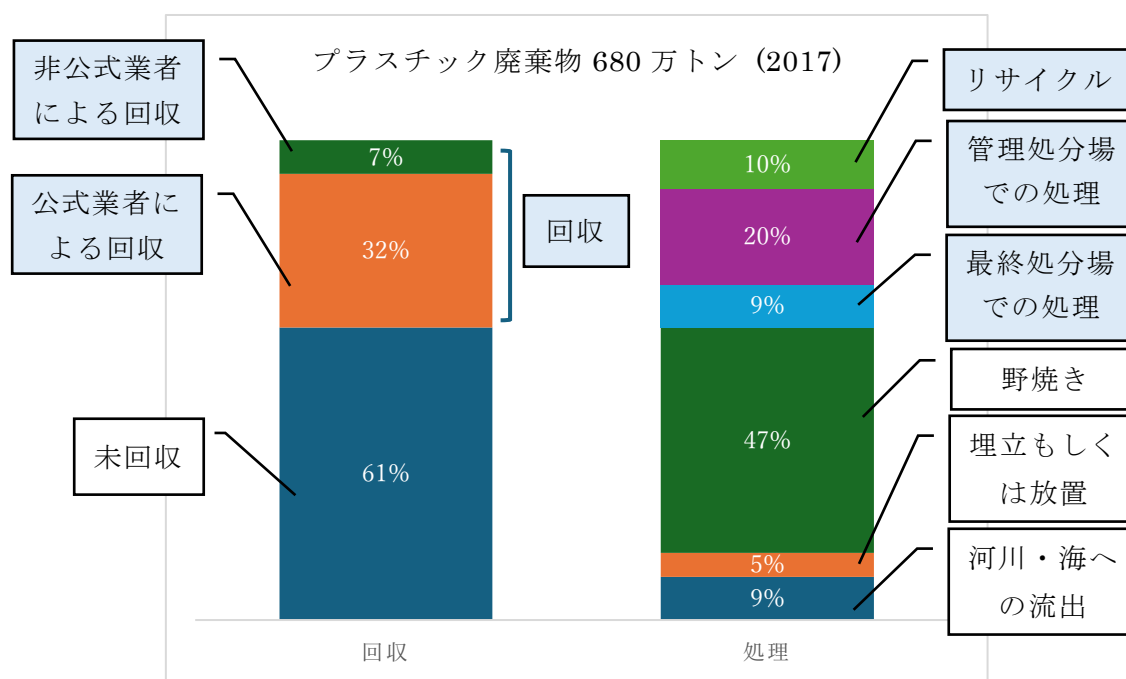


図 4-2-4. インドネシアにおけるプラスチック廃棄物の状況

出所：「インドネシアにおけるプラスチック汚染の抜本的削減-マルチステークホルダー行動計画」より
受託者作成

3) インドネシアにおける再生プラスチック状況

(1) インドネシアにおけるプラスチックのリサイクル状況

ジェトロ「アジア大洋州主要国のサーキュラーエコノミー実態調査」（2024 年 3 月）によると、インドネシア政府はプラスチックリサイクル事業と循環型経済の導入を推進しており、リサイクルに従事する事業者はかなり多く存在していると指摘している。また、再生プラスチックの樹脂は、PET、PP、HDPE が一般的で、インドネシアのペレットプラスチック産業の 84%は PET、PP を主原料としており、そのほとんどが消費者包装にリサイクルされていると述べている。

(2) インドネシアにおけるプラスチックリサイクラー

インターネット調査の結果、インドネシアには多くのプラスチックリサイクラーが存在することに加えて、業界団体も設立されていることが分かった。プラスチックの回収事業者も含めると、その数の把握は難しいが、イギリスに拠点を置く調査会社 ENF Ltd. のウェブサイトでは、インドネシアにおけるプラスチックリサイクルプラントを一覧表示しており、その数は 44 に上る。その一部を表 4-2-6. に抜粋する。

表 4-2-6. インドネシアのプラスチックリサイクルプラント

会社名	従業員数	受け入れ可能な資源	再生原料	処理能力 (トン/年)
<u>Amandina Bumi Nusantara</u>		PET	顆粒/ペレット、フレーク	
<u>Bli Plastik</u>		ポリエチレン, PP	顆粒/ペレット	
<u>Buangdisini</u>		PET	フレーク	480
<u>Langgeng Jaya Group</u>		HDPE, LDPE, PET, PP	顆粒/ペレット、フレーク	144,000
<u>Millenium Plastik</u>		ABS 樹脂, アクリロニトリル・スチレン・アクリル, POM, PP, ポリスチレン, 塩ビ	顆粒/ペレット、フレーク	
<u>Pan Era Group</u>		HDPE, LDPE, リニアポリエチレン, PP	顆粒/ペレット	48,000
<u>PT Tridi Oasis Group</u>		PET	フレーク	9,000
<u>PT. Indorama Polypet Indonesia</u>		PET	フレーク	102,000
<u>PT. Indorama Ventures Indonesia</u>		PET	フレーク	97,000
<u>PT. Pelita Mekar Semesta</u>	550	HDPE, LDPE, リニアポリエチレン, PP	顆粒/ペレット、フレーク	24,000
<u>PT. Pradha Karya Perkasa</u>		HDPE, LDPE, PET, PP	顆粒/ペレット、フレーク	30,000

出所：ENF Ltd.ウェブサイト「インドネシアのプラスチックリサイクルプラント」から一部抜粋
(2025 年 2 月 6 日最終閲覧)

表 4-2-7. インドネシアにおけるプラスチックリサイクル関連業界団体

Asosiasi Daur Ulang Plastik Indonesia (ADUPI) URL: https://www.adupi.org/	2015 年に設立された非営利団体。プラスチック廃棄物の回収からリサイクルまで上流から下流までのプラスチックリサイクルに関わる約 500 以上のメンバーから構成。
Indonesia Packaging Recovery Organisation (IPRO) URL: https://indonesiapro.org/about	2020 年 8 月に設立された非営利団体であり、使用済み包装材の回収及びリサイクルの拡大について重点的に取り組んでいる。 IPRO は、ユニリーバやネスレ、コカ・コーラ、ダノン、テトラパックと、インドネシアの食品加工最大手

	メーカーであるインドフードが 2017 年に発足した「持続可能な環境のための容器包装リサイクル協会」(PRAISE: Packaging and Recycling Association for Sustainable Environment in Indonesia) の会員企業によるイニシアチブである。
Indonesian Plastics Recyclers (IPR)	プラスチックリサイクル分野の事業者を集めた事業者団体。持続可能なサーキュラーエコノミーの一翼を担い、環境に好影響を与えることができるよう、インドネシアに調和のとれたプラスチックリサイクルのエコシステムを構築することを目指している。

また、インドネシアではプラスチックに限らず廃棄物の回収において、独特な取組がある。「ごみ銀行」と呼ばれるその取組は、家庭から排出されるプラスチックや空き缶、古紙などの資源ごみを買取り、リサイクル業者に引き渡すという取組である。大きな特徴としては、資源ごみの引き渡し時に銀行通帳のような通帳に買取額（時価相当額）が記録されるという点である。現金は、一定期間を経ないと引き出すことはできないものの、2018 年には 7,488 ものごみ銀行が存在し、20 万人以上の口座が開設されている¹³。また、2017 年には「Asosiasi Bank Sampah Indonesia (ASOBSI)」という業界団体も設立された。取り扱う廃棄物量は、2017 年にはインドネシア全体の 1.7%、2018 年には 2.37%に上るというデータ¹⁴もある。2) で述べたとおり、非公式の業者による回収プラスチック廃棄物量は全体の 7%に相当し、決して無視できない規模となっている。

(3) インドネシアにおける再生プラスチック認証制度

エコラベル・インドネシアの再生プラスチックを用いた製品基準の策定支援にあたり、インドネシアにおける再生プラスチックに関する認証制度についても調査した。2025 年 2 月現在、2018 年に制定されたエコラベル・インドネシア「再生プラスチックを用いたレジ袋 (SNI 7188-11:2018)」基準のほか、2023 年に制定された国家規格「再生ポリエチレンテレフタレート (PET) 樹脂 (SNI 8424:2023)」が確認できた。前者のエコラベル・インドネシア基準は現在、改定作業が行われており、後者の国家規格は認証規格となっている。

エコラベル・インドネシアの「再生プラスチックを用いたレジ袋」基準は、環境基準と機能基準から構成されており、主な基準項目は以下のとおりである。なお、2025 年 2 月現在、認定を取得した企業は確認できていない。

<環境基準>

- ・ 再生プラスチックを使用していること
- ・ 製品中の無機材料含有率（灰分）が 20%以内

¹³ <http://www.asobsi.org/>

¹⁴ <https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/32898/NPWRSI.pdf?sequence=1&isAllowed=y>

- 最終製品中の重金属

＜機能基準＞

- B3 廃棄物と固形廃棄物に関する排水・大気排出、環境基準の適応
- SNI ISO14001 の適合
- SNI ISO9001 の適合
- SNI 規格への適合
- リサイクル可能な包装材を使用し、製品情報を包装に記載

一方、「再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂（SNI 8424:2023）」規格は、再生 PET 樹脂を用いた製品の製造に関する品質管理マネジメントを定めており、特に再生 PET 樹脂の含有量に関する項目は設定されていない。再生 PET 樹脂を用いた製品の製造事業者、販売事業者、もしくは輸入事業者が申請することができ、認証の有効期間は最長 4 年間となっている。2025 年 2 月 5 日時点のインターネット調査によると、認証を取得した事業者は以下の 2 社のみ確認でき、今後の更なる普及が期待される。

＜SNI 8424:2023「再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂」認証取得企業＞

- PT Amandina Bumi Nusantara
- PT Bumi Indus Padma Jaya

また、当該規格の日本語訳を下記に示す。下記は仮訳であり、翻訳・情報が、正確であることを保証するものではない。正式な法令・政令はインドネシア語のみとなる。

表 4-2-8. SNI 8424:2023「再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂」の和訳

1. 適用範囲 1.1 本認証スキームは、再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂製品に適用される。 1.2 SNI 8424:2023 再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂の認証取得は、製造業者、企業、輸入業者により PT IAPMO Group Indonesia (IAPMO) に申請する。 1.3 製品認証スキームの運用は ISO/IEC 17067:2013 を参照し、タイプ 5 認証スキームが適用される。
2. 適合性評価要求事項 2.1 SNI 8424:2023 再生ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂 2.2 SNI 認証に関する規定を含む法律 2.3 品質マネジメントシステム SNI ISO 9001:2015 及びその改訂版、又はその他の認定された品質マネジメントシステムの実施。
3. 認証プロセス 3.1 認証申請書の提出 3.2 認証申請書の審査 3.3 認証契約の締結 3.4 工場におけるマネジメントシステム及び生産工程の監査工場におけるマネジメントシステム及び製造工程の監査 3.5 試験サンプルの収集（必要な場合） 3.6 試験所における試験サンプルの試験（必要な場合） 3.7 試験及び審査結果のレビュー 3.8 認証決定の決定

3.9 適合証明書の発行 3.10 SNI マーク（ライセンス）の使用 3.11 サーベイランス及び再認証 3.12 認証に影響する変更 3.13 認証の一時停止、削減、取消、及び追加
4. 認証手続き 4.1 認証申請書の提出 申請者又は申請を検討する者は、以下の手順を経ること： 4.1.1 申請書（FRM-LSPRO-01）を熟読する。申請書を記入し、署名の上、申請書原本を送付するか、写しを info@iapmoindonesia.org 宛てに電子メールで送付する。 4.1.2 製造者又は輸入者として、組織の合法性文書を揃えること。 製造業者又は輸入業者としての合法性書類を揃えること： a) 国内製造事業者の公正証書、外国製造事業者の場合は公証翻訳者によりインドネシア語に翻訳された公正証書（写し） b) 国内製造事業者の場合は工業営業許可証（IUI）、又は工業登録証明書（TDI）、外国製造事業者の場合は公証翻訳者によってインドネシア語に翻訳された同様の許可証 c) 納税者番号（NPWP）のコピー d) 輸入業者識別番号（API） e) 事業基本番号（NIB） f) 他者が所有するブランドの商品を申請者が製造する場合、他者のために商品を製造する法的拘束力のある契約の証拠 g) 申請者が商標権者として生産工程を他者に委託する場合、他者との商標権及び生産委託契約の証拠を添付すること h) 申請者が海外に所在する商標権者の公認代理人として活動する場合、インドネシア共和国領域における商標権者の公認代理人としての任命に関する法的拘束力のある契約の証拠を含めること i) SNI マーク使用承認書（SPPT SNI）が発行されるまでは、SNI が表示された製品を流通させないという声明文 j) 法人権省知的財産権総局発行の商標登録マーク書類（写し）に、商標を所有していない場合は使用許可を添付する k) 申請者が SNI 要求事項の履行及び認証プロセス要求事項の履行に全責任を負い、認証活動の実施において場所及び／又は情報へのアクセスを提供する意思があることを表明する文書 4.1.3 マネジメントシステム、製造工程及び製品に関する文書一式： a) 品質マニュアルのコピー（もしあれば） b) 組織構造、製造工程担当者の氏名及び役職 c) 基本文書リスト d) 生産設備のリスト e) 製品の品質管理／試験設備のリスト f) 認証品の品質に影響を与える機器の校正証明書／検証証明書 g) 生産工程、品質管理及び外部に委託している工程に関するフローチャート等の写し h) 品質管理手順（QC プラン） i) 不適合品の取り扱い手順 j) 各内部工程における製品品質管理の報告書／記録 k) 商品の包装手順（包装の写真を含む） l) インドネシア領土内の保管倉庫の情報／リスト m) ISO 9001:2015 証明書又はその改訂版、又は IAF/APAC MLA が適切な範囲で認めたそ

の他の品質マネジメントシステム（海外製造業者の場合）の写し n) 最新の SNI 監査報告書及び SNI 認証書（切替を行う場合） o) 原材料及び添加物のリスト p) 原材料サプライヤーに関する情報、サプライヤー評価手順、原材料検査手順 q) 原材料の COA r) SNI 8424:2023 に基づく製品試験結果
4.1.4 認証登録する製品の全サイズ、製品図面、製品ラベルを含む詳細な製品リストを 1 部提出すること。 4.1.5 製品及び包装に SNI マークが貼付されている様子を図案又は写真で提出すること。 4.1.6 製品認証に関する質問がある場合は、IAPMO スタッフに連絡すること。ステップ 2-6 に記載された情報と共に、必要事項を記入した申請書を提出すること。
4.2 認証申請書の審査 4.2.1 IAPMO は、認証料金の見積書を依頼者に提出する。依頼者が同意した場合、認証申請書の完全性を審査し、認証契約書に署名する。 4.2.2 IAPMO の審査担当者は、SNI 製品認証要件への適合評価に必要な管理上の証拠が完全であることを確認するため、認証申請書の完全性を審査する。 4.2.3 審査の過程で両者間に理解の相違が生じた場合、その相違は直ちに依頼者に伝え、解決しなければならない。 4.2.4 IAPMO は、両当事者間に合意がない場合、又は支払いが履行されない場合、申請の却下を決定することができる。
4.3 認証登録契約の締結 認証登録契約書（FRM-IAPMO-01）を熟読し、審査前に依頼者が受領しなければならない。オファーとともに送付される同意書の署名ページに署名し、署名の上に社印を押印し、IAPMO に返送する。
4.4 審査計画の作成 4.4.1 担当審査員は、審査前に審査計画を製造事業者に提出する（FRM-IAPMO-07）。 4.4.2 審査員／サンプリング担当者は、認証される製品のサンプリング計画を作成する。 4.4.3 審査員の力量：審査員チームの一人は、審査対象分野の十分な知識と経験を有していなければならない。いない場合は、有能な専門家を起用しなければならない。
4.5 評価 4.5.1 評価ステージ 1 4.5.1.1 第 1 段階（1 回）の評価は、申請者が提出した情報が SNI 及び関連規則の要求事項に適合しているか否かについて行われる。 4.5.1.2 申請者が 6 か月以内には是正措置を完了できない場合、認証プロセスは終了する。
4.5.2 評価ステージ 2 (2) 4.5.2.1 評価段階 2 (2) は、SNI 要求事項に従って製品を生産する申請者の能力及び一貫性を保証するために、生産工程及び管理システムの審査を通じて実施される。 4.5.2.2 生産工程及び管理システムの審査は、工場が認証のために提出された製品を生産する際に実施される。 4.5.2.3 監査は、文書及び記録監査、インタビュー、観察、実演、又はその他の監査方法を組み合わせた監査方法を用いて実施される。 4.5.2.4 審査期間は少なくとも 4 日間とする。
4.5.2.5 監査は以下に対して実施されるものとする： a. SNI ISO 9001:2015 又はその他の同等な品質マネジメントシステムに基づく品質マネジメントシステムの実施 b. 製品品質に影響を及ぼす、人員、建物、施設、生産区域の作業環境などのリソース管理 c. 少なくとも「ポリエチレン樹脂製造工程の重要段階」に記載されている、原材料から最

終製品に至る製造工程の重要段階 d. 品質管理装置を含む生産設備の完全性と機能 e. 生産設備が生産要件を満たしていることを証明する、生産設備の校正結果又は検証結果に基づく検証証拠。生産設備の検証結果は、指定された条件又は要求事項を達成するために必要な手順によって証明することができる f. 不適合品の管理及び取扱い g. 商品の包装、取扱い及び保管（流通準備が整った商品の最終倉庫を含む）
4.5.2.6 申請者が国家認定員会（KAN）の認定を受けた認証機関から SNI ISO 9001:2015 に基づく品質マネジメントシステム認証を取得している場合、又は適切な範囲を有する LAF/APAC MLA 署名機関の認定機関から ISO 9001 を取得している場合、生産工程審査は、商品の品質及び上記 b.～g.に関連するマネジメントシステムについて実施される。 4.5.2.7 生産工程監査の結果、SNI の要求事項を満たさない商品の結果となる工程及び品質管理の不一致が発見された場合、又は最初の選定工程で実施された監査時に使用された製品又は原材料の種類に変更があった場合、製品認証機関（LSPro）は商品を試験するためにサンプルを採取する。
4.5.3 考慮しなければならない重要なポイント a) 原材料の設計と選択 b) 洗浄及び清掃 c) リサイクル工程 d) 人員の能力 e) 測定器の校正 f) SNI に基づく試験工程 g) 包装及び出荷工程
4.5.4 監査指摘事項の分類 - 改善の機会（OFI）：監査人の視点からのフィードバック又は提案 - 観察：不適合を構成せず、確立された品質マネジメントシステム要求事項に違反しないが、潜在的に不適合となる可能性がある。今後の調査や訪問で改善の証拠が見られるような改善計画を依頼者が提出する必要がある。 - 軽微な不適合：品質マネジメントシステム又は製品に重大な影響を及ぼさない。エビデンスを含む是正には最長 2 ヶ月の猶予が与えられる。 - 重大な不適合：製品品質の達成又は品質マネジメントシステムの効率に重大な影響を及ぼす可能性のある不適合。証拠を含む是正には最長 1 ヶ月の猶予が与えられる。
4.5.5 依頼者は、認証要求事項の履行に関する全ての不適合の記録を保持し、実施した是正措置を文書化するものとする。
4.5.6 規定の期間内に是正処置及び改善が行われた後、審査員は検証を実施する。検証は、指摘事項が終了できることを証明するために必要であれば、是正の証拠書類又は実地検証を含むことができる。
4.5.7 満了後、審査員は審査報告書（FRM-IAPMO-08）を記入し、得られた適合性の証拠及び不適合是正処置の証拠を検証と共に審査員に提出し、レビューを受ける。
4.5.8 試験サンプリング（必要な場合） 4.5.8.1 サンプリング担当者（PPC）は、サンプリング前に、サンプル計画を製造業者に提出する。 4.5.8.2 サンプルは、生産工程（包装前）、包装後、倉庫、又は試験対象の製品品質の均一性を表すことができるその他の場所から、無作為に採取することができる。 4.5.8.3 サンプルは、サンプル母集団を代表するように、又は SNI 0428 に従ったサンプリング手法に従って、無作為に採取される。

4.5.8.4 採取するサンプル数は、試験ニーズ及び包装サイズに合わせて調整する。
4.5.9 サンプルングに関する文書は以下の通りである： a) サンプルング実施通知書 b) サンプルング議事録、すなわちサンプルング計画書 (frm-iapmo-06a) 及びサンプルング報告書 (frm-iapmo-06b) c) サンプルラベル (FRM-IAPMO-06C)
4.5.10 生産現場からのサンプルング方法 a) サンプルングは、サンプルング実施通知書を持つ PPC によって実施される b) サンプルングは、生産工程中の工場及び倉庫で実施する c) このサンプルングは、申請書に提出された各ブランド及び製品グループに適用される d) 採取されたサンプルは包装、密封され、PPC の署名が押印されていなければならない e) 試験所へのサンプルの引渡しは、製造者が行うこと
4.5.11 試験所における試料試験 使用される試験所に対する要求事項には以下が含まれる： a) 認定又は ISO/IEC 17025 の要求事項を満たす独立した試験所 b) LSPRO IAPMO によるプロセス確認で ISO / IEC 17025 の認定を受けているか、又は ISO / IEC 17025 を満たしている企業の試験施設 c) 試験能力を有するが、LSPRO IAPMO による ISO/IEC 17025 への適合性の検証を受けていない試験所 d) 認証に関連する製品試験の合格基準となる試験方法及び要件は、すべての SNI 指標を参照する e) 規格要求事項を満たさない試験パラメータが一つ以上ある場合、LSPRO IAPMO は、入手可能な製品（工場保管品）の再試験、又は最初のサンプルの 2 倍の量で同種の再サンプルングを要求する f) 再試料採取の試験結果に基づき、LSPRO IAPMO は認証申請者（依頼者）に対し、製品の改善（NCR）を要請する。改善後、LSPRO IAPMO は改善結果を確認し、検証する。SNI 規格に基づき十分であると判断された場合、再試験を実施することができる。 g) 全パラメータの再サンプルングと再試験に発生する費用は、認証プロセスの追加費用となる h) 試験所は試験結果報告書（LHU）を発行し、そこには試験結果の数値と SNI 適合の数値が含まれる
4.6 試験結果及び現地審査のレビュー 4.6.1 審査及び試験結果のレビューは、プロセスから得られた客観的証拠に基づくレコメンデーションを提供するために、評価セクションのプロセスに関与していない審査員が実施する。 4.6.2 審査員は、マネジメントシステムを熟知し、SNI 基準及びその中に含まれる方法を熟知している者である。
4.7 認証決定の決定 4.7.1 認証決定は、審査結果に基づいて行うものとする。 4.7.2 認証決定は、評価部門のプロセスに関与していない審査員が行うものとする。 4.7.3 審査結果に基づく認証決定は、文書化するものとする（FRM-LSPRO-05a）。 4.7.4 IAPMO は、認証決定を延期する、又は行わない理由を申請組織に通知し、その理由を明らかにしなければならない。
4.8 適合証明書の発行 4.8.1 認証の決定後、LSPRO IAPMO から「契約条件履行証明書」又は「適合証明書（CoC）」が発行される。 4.8.2 適合証明書には以下が含まれる：

a) 認証書番号 b) 認証機関の名称及び住所 c) 認証書保有者（申請者）の氏名及び住所 d) 輸入者／代表会社の API 及び名称（海外生産者／輸入製品の場合） e) 工場の所在地、工程操業の所在地、又はサービス提供の所在地（認証対象に関連する） f) 要件を満たすと宣言された製品のブランド、製品タイプ、又は製品グループの固有 ID g) 認証スキーム h) 認証書の発行日 i) 認証書の有効期間 j) 認証機関を代行する要員の法的拘束力のある署名 4.8.3 LPK の責任者が適合証明書に署名する。 4.8.4 適合証明書は最長 4 年間有効である。 4.8.5 LSPRO IAPMO は、IAPMO ウェブサイトを通じて認証製品に関する情報を、規格への適合製品及び登録事業者の識別という形で公表する。
4.9 SNI マークの使用許諾と使用 4.9.1 申請者又は依頼者は、SNI マーク使用の承認を国家標準化機構（BSN）に申請する。 4.9.2 BSN への SNI マークの使用承認申請には以下を添付しなければならない： a. 申請書 b. 適合証明書のコピー c. 証明書と一致する特定の商品又は加工結果の特徴を示す、商品の物理的形態の写真又は加工結果の物理的形態の写真 d. 製品の販売地域計画に関する情報 e. 本籍地証明書／商業ビジネスライセンス（SIUP） f. SNI マークの使用義務を順守する意思表示書 4.9.3 BSN は、適合証明書と同じ有効期間を有する申請が有効であると宣言された後、SNI マーク使用承認書（SPPT SNI）を提供する。 4.9.4 LSPRO IAPMO は、BSN のウェブサイト及びオンライン申請（http://bangbeni.bsn.go.id/）を通じて、SPPT SNI を付与された製品情報を記入する。 4.9.5 製品及び包装材へのマーキングは以下のとおり実施される。 a) 製品又は包装へのマーキングは、適用される製品規格に従って行われる b) SNI マーク及び認証機関のロゴは、見やすく紛失しにくい位置に貼付すること c) SNI マークの書面による貼付は、SNI マークの使用手続きに関する BSN 規則 2017 年第 2 号の規定に従って行われること d) SNI マークには、規格番号、認証機関番号、その他の登録番号などの属性を、SNI マーク面積の 3 分の 1 以下の大きさで追加することができる e) SPPT SNI マークは、適合性マーク、認証機関ロゴ及び KAN 認定シンボルの使用手順（PRO-IAPMO-24）を参照し、「SNI」マーク、「SNI 番号」及び認証機関コードを貼付することで実施される
4.10 専門サーベイランス、再認証及び評価 サーベイランス 4.10.1. サーベイランスは、工場での監査、工場でのサンプリング、試験所での試験サンプルの試験を含む認証要求事項との整合性を確保するために実施される。 4.10.2 サーベイランスの頻度は次のように決定される： a) 1 回目のサーベイランスは、認証日の 12 か月後までに実施する b) 2 回目のサーベイランスは、認証日から 24 か月目までに実施する

c) 3 回目のサーベイランス訪問は、認証日から 36 か月目までに実施する d) 再認証訪問は、認証日から 44 か月目までに実施する 4.10.3 以降の調査頻度は、認証サイクル内の前回の良好な調査結果に基づいて変更することがある。上記の頻度より早く、頻繁に実施される場合もある。 4.10.4 サーベイランス段階での工場内審査は、第 2 段階の評価セクションに従って実施され、初回評価の要素を繰り返すことはない。
再認証 4.10.5 再認証手続きは、評価セクションに従って実施される。 4.10.6 LSPro は、遅くとも認証書の有効期間が満了する 6 か月前までに再認証を実施するよう申請者に通知する。認証書の有効期間が満了するまでに再認証手続きが完了しない場合、認証は一時停止されるものとする。 4.10.7 再認証は、行政手続、決定、審査及び決定の各段階に従って実施される。 4.10.8 前回の審査結果に基づき、ベアリングや生産に関する重大な変更がない場合、LSPro は第 1 段階（1 回）の評価を実施しないことがある。 4.10.9 再認証の結果、不適合が発見された場合、申請者には LSPro の方針に従い、指定期間内には是正措置を講じる機会が与えられるものとする。 4.10.10 再認証期限時に、LSPro 審査員が異議申立人の所在地で審査を実施できない状況（不可抗力）がある場合、客観的証拠を得るために合意された媒体を使用した文書／記録審査及び遠隔審査による試験により審査を実施することができる。 4.10.11 試験サンプルの試験は、使用される原材料、又は実施される工程や配合から製品に変更がある場合に実施される。 4.10.12 サーベイランス期限の時点で、審査員が申請者の所在地で審査を実施できない不可抗力の状況がある場合、客観的証拠を得るために、合意された媒体を使用した文書／記録の監査及び遠隔審査による試験により、審査を実施することができる。
特別評価 4.10.13 LSPro は、適用範囲の拡大監査又は苦情もしくは情報のフォローアップ（調査）のために、特別評価を実施することができる。 4.10.14 範囲拡大のための特別評価の段階は、行政手続の段階に従って実施されるが、提案された範囲拡大に限定される。範囲拡大の評価は、サーベイランスとは別に、又はサーベイランスと連動して実施される。 4.10.15 既存の苦情や情報を調査するための特別評価は、調査を実施する能力を有し、既存の問題に限定され、苦情や情報の入手から短期間で実施される監査員によって実施される。 4.10.16 評価結果に基づき、認証された商品が要件を満たさない場合、LSPro は認証保有者に対して、不適合と指摘された全ての商品（不適合商品と同じ製造コードで製造されたもの）の取り下げを要求し、BSN に報告し、不適合が発生した日から製造された商品及び／又は包装に SNI マークの表示を禁止するものとする。SNI マークは、是正措置が講じられ、LSPro が適合を宣言した後、再表示することができる。
4.11 認証に影響する変更 4.11.1 本書で参考とする SNI 及び規則が改訂及び変更された場合、LSPro IAPMO はその変更内容及び実施移行期間を全関係者に公表する。 4.11.2 SNI 規格設定機関が、置き換えられた文書の有効期間の移行期間を指定した場合、法律で別段の定めがない限り、移行期間の日付が有効期限となる。 4.11.3 認証保有者（申請者）は、製品の変更及び製造工程の変更など、本文書に規定された基準要件の履行に影響を及ぼす変更を LSPro IAPMO に通知するものとする。LSPro IAPMO は、かかる変更で試験又は工程評価が必要かどうかを判断する。 注意事項：LSPro が適合性を認証するまで、認証保有者は認証製品をリリースすることは

できない。 4.11.4 スキーム及びその要件に変更があった場合、LSPro は申請者に通知する。規格又は規範文書にない規定の形式による変更には、製造工程評価基準及び手順、認証マーク使用許諾条件が含まれる； 4.11.5 試験所など他の関連適合機関の資格要件及び手順。
4.12 認証の一時停止、減額、取消及び追加 認証の一時停止及び取消 次のような場合、ライセンス申請は一定期間、停止又は凍結されることがある： 4.12.1 試験結果及び／又はサーベイランス結果が、要求事項への不適合が示された場合、即時契約解除は必要ないが、申請者が是正措置を講じる必要がある 4.12.2 SNI の規制要件及び／又は認証協定に違反した場合 4.12.3 認証書又は適合マークの不適切な使用（例えば、誤解を生じさせるような出版物や広告）が、製品回収又はライセンシーによる是正措置によって適切に対処できない場合 4.12.4 lspro IAPMO とライセンシーの依頼者の合意により製造工程が一時的に中断された場合 4.12.5 依頼者が 2 回連続でサーベイランス時に認証製品を有していない場合 4.12.6 サーベイランスを受ける意思がない場合 4.12.7 認証ステータスが一時停止中の組織には、そのステータスを改善するための期間として 6 か月が与えられる。この期間内に改善が見られない場合、lspro IAPMO は認証資格の取消を決定することができる。 4.12.8 ライセンスは、一時停止された認証で製造された製品に使用することはできない 4.12.9 ライセンスの一時停止は、書留郵便又は同等の手段で LSPro IAPMO により正式に確認され、一時停止を解除するために必要な措置が通知される 4.12.10 LSPro IAPMO は、取られた是正措置が適切である場合、一時停止の解除を決定する
認証の縮小 4.12.11 認証範囲の縮小は、次の場合に実施する a) 組織の要請により、認証範囲の縮小の要求がある b) 要求事項を満たさない製品が 1 つ以上あり、要求事項を満たす他の製品がある場合
認証の取消 4.12.12 以下の場合、LSPro IAPMO は認証組織の SNI ライセンスを取り消すことができる a) ライセンスの一時停止の場合、実施された是正措置が不十分であり、又は所定の期間を超えている b) 認証製品が当初の試験サンプルに適合しなくなった場合 c) 工場サーベイランス中に製品に重大な不適合が発見された場合 d) 製品の誤配置又は使用により、リスクレベルが大きくなり、エンドユーザーがその製品を危険と感じる場合 e) 認証書保有者が金銭的義務を履行しない場合 f) 認証マークの不正使用など、ライセンス契約に重大な違反があった場合 g) 有効期間が失効し、認証書保有者がライセンスを継続しないことを書面で宣言した場合 h) 製品が製造されなくなった場合 i) 認証書保有者が破産宣告を受けた場合 j) 要求される基準又は規則が変更され、ライセンシーが新しい要求事項への準拠を保証できない場合 k) 認証書保有者が設定された期限までにサーベイランスを実施することを拒否した場合 4.12.13 認証の取消において、依頼者には不服申し立ての機会が与えられ、LSPro IAPMO

は不服申し立ての検討において第5項を参照する。 4.12.14 SNI 認証ステータスが無効と宣言された場合、オリジナルの認証書は直ちに撤回され、LSPro IAPMO に返却されなければならない。 4.12.15 LSPro IAPMO は、認証保有者に書面による情報を提供し、関連技術機関、監督当局、認定機関、輸入業者及びその他の関係者に認証書の無効宣言を公表するものとする。この公表には、認証書が無効と宣言された理由も含まなければならない。
5. 苦情、異議申し立て、紛争 5.1 認証保有者は、提供されたサービスのいかなる側面についても LSPro IAPMO に苦情を申し立てる権利を有し、認証の付与、延長、一時停止、取消に関する決定について LSPro IAPMO に不服を申し立てることができる。 5.2 LSPro IAPMO は、SNI 認証保有者、SNI 製品のユーザー、又はその他の関係者からの異議申し立てに関する報告を受ける。苦情及び異議申立は、LSPro IAPMO 宛てに郵便、電子メール、又はファクシミリで書面にて提出されなければならない。LSPro IAPMO は、提出者に対し、苦情又は異議申し立ての可否と今後の手続きに関する情報を書面にて正式に確認する。LSPro IAPMO は、このような報告を苦情及び不服申し立てとして分類する。 5.3 苦情に分類される報告の処理手順は以下のとおりである： a) 認証保有者等から提出された苦情を調査する b) 次に、LSPro IAPMO は苦情を是正することによって是正措置をとる。そして、その修正結果を苦情申立人に報告する c) 苦情申立人が是正を受け入れた場合、苦情は最終処理される。合意に達しない場合、苦情は紛争解決に回されることがある
5.4 異議申し立てに分類される報告書の処理手順は以下のとおりである： a) LSPro の責任者は、依頼者又はその他の当事者から提出された異議申し立てを調査・検討するチームを編成する b) LSPro の責任者は、KAN によって認定された別の試験所で再監査又は再試験を実施することを不服申立者に許可する c) 審査の結果、LSPro が不服申し立てを受理するか却下するかを決定する。不服申し立てが受理された場合、認証に関する決定の変更とその訂正は直ちに行われ、不服申し立てが却下された場合も含めて通知される。 d) 控訴人が決定を受諾した場合、控訴は確定する。合意に達しない場合、不服申し立ては紛争解決に回されることがある。 e) その他全ての追加試験・評価費用は、不服申立人の負担とする
5.5 係争の手順は以下のとおりである： a) LSPro IAPMO は、コンセンサスを得るために審議会に諮る b) 会議では、BSN、KAN、協会からの規格や指針、技術部門からの規則など、既存の参考文献について議論する。合意形成には、技術専門家要員と規則起草者を関与させる。 c) 審議の結果、係争解決に関するコンセンサスが得られなかった場合、LSPro IAPMO は、国家仲裁委員会（BANI）の手続きに従って解決されるよう、BANI への係争解決の提出を提案する d) 仲裁の方法で紛争が解決できなかった場合、最後の段階として、適用される法規制に従って裁判所を通じて解決されるよう、法律顧問の意見を求める
5.6 LSPro IAPMO は、不服申し立て、苦情、係争に関連する記録を文書化する。
6. 守秘義務 LSPro IAPMO は、認証保有者から入手した全ての情報について、下請け業者の従業員を含む LSPro の全従業員が保持する情報の機密性を確保する責任を負う。

7. 依頼者による公表 7.1 依頼者は、以下の事項を含め、認証製品を公表する権利を有する a) 有効な証明書を使用する b) ライセンス契約に従って適合マークを含めること 7.2 依頼者は、公表が認証製品と非認証製品との混同を引き起こさないよう注意するものとする。
8. 認証料 8.1 認証料は、現地評価、必要なパラメータの試験、及び管理コストに必要な費用に基づいて算出される。 8.2 費用及び支払方法は、オファーレターに詳述される。 8.3 支払いは、認証契約の締結後に行うことができる。
9. 認証元の切替 9.1 認証の切替とは、ある LSPro (発行 LSPro) から別の LSPro (受入 LSPro) へ有効な SNI 証明書を切り替えることである。 9.2 認証の切替は以下の場合に行うことができる： a. b. 申請者が他の LSPro の使用を希望する場合。 9.3 9.2 a に規定する認証の切替は、発行 LSPro が受入 LSPro と調整するものとする。 9.4 9.2 レター b に基づき申請者が開始した認証切替の場合、申請者は、発行 LSP と同じ適用範囲で認定を受けた受領 LSP に認証切替を申請するものとする。 9.5 認証の切替申請には、有効な SNI 認証書 (又はそのコピー)、現在の認証サイクル (初回認証、再認証及び／又はサーベイランス) の発行 LSPro からの審査結果 (審査報告書及び不適合報告書) を添付するものとする。 9.6 受入 LSPro は、認証切替依頼のレビューを実施し、認証切替プロセスを実施できるかどうかの決定を行うものとする。 9.7 認証切替申請書の審査により、受入 LSP が確認する必要がある事項が明らかになった場合、受入 LSP は申請者の特別評価を実施し、及び／又は発行 LSP と調整することができる。特別評価の結果に基づき、受入 LSPro は認証切替の可否を決定するものとする。 9.8 審査及び／又は特別評価の結果に基づき、認証の切替が可能と判断された場合、受入 LSPro は発行 LSPro が発行した認証書に対応する有効期間の認証書を発行する。 9.9 申請者により開始された認証の切替について、特別審査及び／又は評価の結果に基づき認証の切替が不可能と判断された場合、受入 LSPro は認証の切替を行わない旨及びその理由を申請者に通知するものとし、申請者は新規申請者として認証を申請することができる。 9.10 発行 LSPro による認証の切替について、特別なレビュー及び／又は評価の結果に基づき、認証の切替が実行不可能であると判断された場合、受入 LSPro はその旨を発行 LSPro に通知するものとする。
10. 最後に 10.1 LSPro IAPMO は、適合証明書を取得した認証書保有組織が本認証スキームの基準要件に準拠していることを保証する責任を負う。 10.2 適合証明書を取得した認証書保有組織は、本文書に規定される基準要件への準拠を維持する責任を負う。

4-2-3 オンライン会議

1) インドネシア環境省 (MOE) との第一回オンライン会議

[日時]	2025 年 2 月 26 日 (水) 16:00～17:30 (14:00～15:30 ※ジャカルタ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	- Ms. Nurmayanti (Susy) (インドネシア環境省環境技術標準化センター (PSIKLH、英語名: The Center for Standardization of Environmental Quality Instruments, the Ministry of Environment (MOE)) - 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 - 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日・インドネシア語逐次通訳

(1) 協議概要

インドネシア・エコラベルの最新動向の確認、並びに 2025 年度以降の技術協力について協議する会議を開催した。

(2) 協議内容

①今年度の技術支援方針

2024 年 2 月に開催された日インドネシア会議にてインドネシア側より提案された技術支援案について、日本環境省との協議の結果、「再生材料を使用したプラスチック製品」の基準策定を進めることとし、インドネシアにおけるプラスチックリサイクルの調査を進めていた。しかし、インドネシア側で既に再生プラスチックを用いた製品基準について、2024 年に策定が完了したことが判明した。Susy 氏より、再生プラスチックに関する基準は種類が多く、再生プラスチックを用いた製品に関する基準策定について検討の余地がないわけではなく、日インドネシアの協力枠組みの中でどのような協力が可能か、議論していきたい旨が示された。

②インドネシア環境省の組織改編とエコラベル・インドネシアの現状

- 2024 年 10 月の新しいインドネシア大統領の就任を契機に、環境林業省が環境省と林業省に分離されるなど組織改編が行われた。Susy 氏は環境省所属になり、環境省内でも人員に関する組織再編が行われている。
- エコラベル基準は国家規格 (SNI) に位置付けられ、環境省の大臣規則として制定されている。
- エコラベル基準は他省庁とも連携して策定され、環境省内に設置された環境技術標準化センター (PSIKLH) が策定機関となる。
- 評価は国家認定委員会 (KAN) によって認定されたエコラベル認証機関 (LSE) で実施され、環境技術標準化センターが認証を授与する。
- 環境省はスキームオーナーとして、全体を統括している。

③再生プラスチック基準の現状と今後の協力

インドネシアでは 2024 年に再生プラスチックに関する 2 つの基準が策定されたが、対象範囲が限定的であることから、さらなる拡大に向けた日本の協力が要望された。特に、前者の「再生プラスチックを用いた単層包装」基準については、食品・医薬品が対象外となっているため、対象に含めるための技術支援が求められた。

- 再生プラスチックを用いた単層包装（食品・医薬品は対象外）
- 再生可能プラスチックを用いた多層包装（食品・医薬品も対象）

またインドネシアでは、プラスチック廃棄物の管理や処理施設の運用に関する基準がなく、例えば堆肥化可能なプラスチックと再生可能プラスチックの分別、処理、運方方法の基準確立の観点からも協力が要請された。

<質疑応答>

エコマーク）多層とは、フィルム層を重ね合わせたものか、もしくは製品包装として内袋と外袋で分かれているものを指すのか。

MOE）多層包装とは、一枚に見えてフィルムが複数に重なっているものであり、日本では洗剤や乾物などの包装に使用されていると認識している（PET フィルムなど）。インドネシアのタイプⅡエコラベルでは、同様の基準が制定されているが、タイプⅠ環境ラベルであるインドネシア・エコラベルにはない。

MOE）インドネシアでは、再生プラスチックに関する基準は上記二つしかなく、日本では多くの再生プラスチックに関する基準があるため、どのような協力ができるか議論できるとよい。

エコマーク）処理施設の運用などは、タイプⅠ環境ラベルの枠組みを超える可能性があり、法規等の領域である。タイプⅠ環境ラベル制度の枠組みで規制したいということか。

MOE）インドネシアでは、ISO TC207 の環境マネジメント技術委員会でプラスチック廃棄物のリサイクルについて基準を制定しているため、法律やガイドラインを含めた話になる。同技術委員会では、上流及び下流を考慮したエコラベル基準の策定可能性について議論しており、技術的な課題が多い。プラスチックのリサイクル施設は NGO 中心に開発が進んでいるが、政府が掲げるプラスチック削減目標を達成するため、プラスチック廃棄後の処理等の基準について、部分的にでもエコマーク事務局に関わってもらえると有難い。

エコマーク）エコマーク事務局は、製品基準の策定が中心であり、施設の運用などに関する基準要件は設定していないため、施設の運用を含めた基準策定は難しい。製品基準の枠組みでの協力は可能である。

MOE）エコマークの製品基準では、どのプラスチックを対象としているのか。

エコマーク）エコマークの再生プラスチックに関する基準要件では、基本的にプラスチックの種類を限定していない。品目ごとに基準を策定しており、品目の特性に合わせて再生プラスチックの基準要件が設定されている。例えば PET ボトルの場合

合、設計段階の基準と、使用後の基準（再生 PET 樹脂の含有量）の基準がある。設計段階の基準について例を挙げると、リサイクルのし易さの観点から PET ボトルを設計するという基準が相当する。日本の設計基準をベースにインドネシアの実情を踏まえた基準の現地化は可能かもしれない。

MOE) インドネシアの実態に合わせた基準策定という方向で進むとよい。

エコマーク) 設計基準は品目によってその内容が異なるため、全てを網羅する基準は不可能。そのため、インドネシアで政策的に優先する品目を明確にして、改めて日本に提案してもらいたい。

MOE) 関係各部署と協議し、インドネシアで求められている分野についてまとめたうえで、提案することとしたい。提案期限はあるか。

エコマーク) 提案内容については具体的である必要はないため、概要を 3 月末までに提案していただきたい。

MOE) インドネシアには、リサイクル協会があるので、協議のうえ準備を進めていきたい。

MOE) 2025 年の技術協力の進め方について、また提案内容は全て受け入れられるということではどうか。

エコマーク) 提案は日本環境省に報告し、予算を含めた総合的な観点から検討される。新しい契約は 8 月以降になる可能性もあり、改めて日本から報告することとする。

④まとめ

- インドネシア側の技術支援の要望として、再生プラスチックを用いた製品の基準策定とし、具体的な品目については関係各部署と協議・整理したうえで、2024 年 3 月末までに概要を提案する
- 提案された内容は、エコマーク事務局から日本環境省に報告し、2025 年の技術協力について検討する
- エコマーク事務局と環境省との新たな契約を締結次第、インドネシアに報告する(2025 年 8 月以降を想定)

**STANDAR KRITERIA EKOLABEL
PRODUK PLASTIK DAUR ULANG
DIRUMUSKAN TAHUN 2024**

- Kriteria ekolabel Kategori produk, kemasan produk dan wadah plastik berbahan daur ulang
- Kriteria ekolabel Kategori produk kemasan fleksibel multilapis dapat didaur ulang

1:02 / 1:12:48

会議の様子

4-2-4 インドネシアにおいて廃棄物関連事業を行っている国内事業者へのヒアリング

[日時]	2025 年 3 月 5 日（水）11:00～12:00
[出席者] ※敬称略	インドネシアにおいて廃棄物関連事業を行っている国内事業者 公益財団法人日本環境協会 ・ エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 ・ 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸

1) ヒアリングの背景

エコマーク事務局の小林より、本ヒアリングの背景について説明を行った。環境省の請負事業の一環として東南アジア地域に向けた環境ラベルに関する技術支援を実施しており、インドネシア・エコラベルを所管するインドネシア環境省より、再生材料を用いたプラスチック製品の基準策定を技術支援として要望された。この背景として、再生プラスチックの普及を政府として後押ししたい意図が窺える。今年度は、インドネシアにおけるプラスチックのリサイクルに関する調査を実施しており、インドネシアで廃棄物処理事業を行っている国内事業者に現地における廃棄物処理の実態についてヒアリングを依頼した。

2) ヒアリング内容

＜ヒアリング先事業者システムについて＞

- ・ 当社のインドネシアの処理施設では、日本の産業廃棄物に相当する廃棄物、主に B3 廃棄物などの有害性の高い廃棄物の処理に特化しており、プラスチック廃棄物の取扱量は多くない。都市ごみも付随する形で入ってくることがあるが、非常に少量である。
- ・ プラスチックは水やお湯などで高圧洗浄し、有価で販売可能なグレードのみ販売し、残りは敷地内の焼却炉で燃料とするか、埋立処理をしている。
- ・ 受入品質は、汚れ具合や色、材質を目視で選別しており、比重選別といった設備を要する選別は行っていない。
- ・ 洗浄すればきれいになる汚れたプラスチックについては、洗浄しているほか、廃棄物運搬に使用するコンテナは破砕し、チップにして売却している。売却より先で、どのような用途にリサイクルされているかは把握していない。
- ・ インドネシアでは 2 拠点あり、日本で実施している処理はほぼ全て対応可能である。
- ・ インドネシアの廃棄物関連の法体系は難解かつ複雑であるため、企業の廃棄物管理規制への対応に関するサービスも提供している。
- ・ スマトラ島では、石油掘削により発生する汚泥処理のニーズがあり、輸送の効率化のため集荷拠点をいくつか設置している。

＜インドネシアの行政、法体系＞

- ・ 2024 年にインドネシア環境林業省は環境省と林業省に分割された。
- ・ 大統領規則 No.97/2017 を受けて発布された環境林業省令 No.75/2019 は、現地の日系企業に大きな影響を及ぼした。

- 同省令は、製造事業者に対して廃棄物を 30%削減するロードマップの策定を要求するものであるが、日系事業者の大手 10 社に対して突然レターが送付され、対応を迫られたと聞いている。
- 目標値である 30%の定義も曖昧で、自社ブランドの包材のみがカウント可能など、日系事業者は対応に苦慮している。
- 最大の課題は回収であり、自社製品のみを回収する仕組みが構築できない。

<エコマークの発表資料について>

- エコマーク事務局の資料 6 ページ目のプラスチック廃棄物に関するフロー図では、回収（7.456MMT）が非管理（2.394MMT）より多くなっているが、実態は非管理の方が量が多いと思われる。
- インドネシア・エコラベル制度の認証業務など運営の支援を行っているのか
→所管官庁は組織再編が重なり、所管部局にノウハウが蓄積されていないことが課題である。まずは基準策定から支援の実施を進めているところである。

<ごみ銀行、ウエストピッカー>

- 廃棄物の回収割合として、ごみ銀行とウエストピッカーの存在が大きく、政府系の回収も含めた 3 ルートで回収が行われている。
- ごみ銀行は、ジャカルタを中心に東西南北で 5 つの集積場があり、その下にさらに集積所がぶら下がっている。
- ごみ銀行は、家庭からは排出されるプラスチック容器を買い取り、キロ数十円で買い取ってくれる。ある程度の量が確保された時点で、リサイクラーに販売される。NPO のような組織形態で、決して儲かるものではない。
- インドネシアでは上水が飲用に適さないため、ごみ銀行には飲料水のガロンボトルが多く持ち込まれる。
- ウエストピッカーは組織化されており、処分場の周辺に居を構える人が多い。行政も分別・回収という観点において無視できない存在となっている。
- ごみ銀行やウエストピッカーは、それだけで市場が成立するほど規模がある。

<インドネシアの廃棄物、管理・業界団体について>

- 廃棄物管理法を軸とする家庭から排出される都市ごみは、日本と同様に基本的には自治体が管理している。
- 一般的に、工場から発生する端材や市場に出せない品質のプラスチックは、リサイクル業者に直接有価で販売している工場が多い。
- インドネシアには、日本の産業技術総合研究所に相当する組織がある（Badan Riset Dan Inovasi Nasional: BRIN）。
- インドネシアにおいてもプラスチックに関する協会 Asosiasi Daur Ulang Plastik Indonesia (ADUPI) がある。なお、日本の経済産業省に相当する省庁が管轄している。

4-2-5 今後の展開

今年度のインドネシアへの技術支援は、前年度の日インドネシア会議で提案された「再生材料を使用したプラスチック製品」のインドネシア・エコラベル基準策定に向けた準備段階と位置付け、インドネシアにおける再生プラスチックに関する状況調査を中心に実施した。調査では、インドネシアで使用されるプラスチック原料は、PET と PP が 84%と大部分を占めており、流通する再生プラスチック樹脂も PET と PP が中心であり、プラスチックのリサイクラーも一定数以上が存在することが分かった。さらに、プラスチックに関する多くの政策目標が掲げられ、2023 年には PET 樹脂の国家規格 SNI 8424:2023 が制定されるなど、これらの政策的枠組みの構築により今後、インドネシアのプラスチックリサイクルが一層普及することが期待される。一方、プラスチックのリサイクル率は 10%程度に留まっており、インドネシアにおけるプラスチック廃棄物のリサイクルを一層強化するためには、政策面からの後押しが不可欠である。その観点からも、インドネシア・エコラベルの再生プラスチックを用いた製品基準を策定する意義は大きいと言える。

2025 年 2 月 26 日に開催された日インドネシア会議では、インドネシア側より、再生材料を使用したプラスチック製品として、「再生プラスチックを用いた単層包装（食品・医薬品は対象外）」と「再生可能プラスチックを用いた多層包装（食品・医薬品も対象）」の 2 つのインドネシア・エコラベル基準を策定済みであることが報告された。そのうえで、インドネシア側担当者からは、現行の基準では対象範囲が限定的であることから、インドネシア・エコラベルにおける再生プラスチックを用いた製品基準のさらなる拡大に向けて日本の協力を要望する声が寄せられた。これに対し、日本側からは、再生プラスチックを用いた製品の基準策定にあたり、基準内容は対象とする品目によって大きく異なるため、品目ごとに策定することが望ましいとの見解を示した。その結果、インドネシア側より策定支援を希望する品目を関連機関と協議したうえで、3 月末までに提案してもらうこととなり、次年度に改めて具体的な検討を進めることとなった。

一方、インドネシアとの技術支援の確実な実施に向けて、いくつかの課題も残る。最大の懸念は、過去 4 年間で組織再編が 3 回行われ、その都度、インドネシア・エコラベル制度の運営体制と進め方について確認し、技術支援の方向性を再検討する必要性が生じる点である。また、インドネシア側の担当者とは複数のチャネルを活用し、支援に向けて円滑なコミュニケーションの確保に努めているものの、応答の遅れも課題となっており、インドネシアへの技術支援の実効性を困難にしている大きな要因となっている。

次年度のインドネシアへの技術支援については、前項の日インドネシア会議の協議結果に基づき、インドネシアからの提案を待つこととなるが、これまでの経緯を鑑みると、インドネシア側の体制が十分に整わずに技術支援の実行を先送りせざるを得ないケースも十分に想定される。その場合は、技術支援の成果が一定程度得られているスリランカや新規支援対象国の拡大を優先させ、インドネシア側の準備が整った段階で支援を再開することになる。